

佐賀大学学術コンサルティング約款

制定 令和3年3月24日

（学術コンサルティング料の納付等）

第1条 申込者は、学術コンサルティング料を国立大学法人佐賀大学（以下「本学」という。）の定める納付期限までに、本学の指定する方法で支払わなければならない。

2 申込者は所定の納付期限までに前項の研究費を納付しないときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額に年3%の割合で計算した延滞金を納付しなければならない。

3 本学は、申込者から納付された学術コンサルティング料を原則、申込者に返還しない。

（秘密の保持）

第2条 本学及び申込者は、相手方より開示又は提供を受け、もしくは知り得た技術上及び営業上の情報のうち、秘密の旨の表記があるものを秘密情報とし、これを第三者に開示・漏洩してはならない。ただし、書面により事前に相手方の同意を得た場合はこの限りではない。なお、次の各号のいずれかに該当する情報については秘密情報の対象外とする

一 開示を受け又は知得した際、既に自己が保有していたことを証明できる情報

二 開示を受け又は知得した際、既に公知となっている情報

三 開示を受け又は知得した後、自己の責めによらず公知となった情報

四 正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を負うことなく適法に取得したことを証明できる情報

五 相手方から開示された情報によることなく独自に開発・取得したことを証明できる情報

六 法令に基づく裁判所の命令又は官公庁による指導により開示する情報

（知的財産権・所有権等の取扱い）

第3条 学術コンサルティングにより発明等が生じた場合は、その帰属、その取扱い等について、別途協議して決定するものとする。なお、本学術コンサルティングにおいて、新たな発明等の発生が予測される場合には、速やかに共同研究契約その他適切な契約を締結するものとする。

2 本学術コンサルティング料により取得した設備、試料等は、本学に帰属するものとする。

（免責）

第4条 本学は、本学術コンサルティングの実施内容及び結果に関し、明示又は黙示を問わず一切の保証をするものではない。

2 本学術コンサルティングの内容を用いた申込者又は申込者の取引先、顧客その他申込者関係者による商品の製造、商品の販売、役務の提供その他の行為によって申込者又は第三者に損害が発生した場合でも、本学は申込者及び第三者に対し、一切の責任を負わ

ないものとする。

(名称等の使用)

第5条 申込者は、本学術コンサルティングにより、本学の名称、略称、マーク、エンブレム、ロゴタイプ、標章、学術コンサルティング担当者の所属及び職名等を自社製品の広告の目的その他の営利目的に使用しようとするときは、当該使用の可否及び態様について、事前に本学の同意を得なければならない。

(解約)

第6条 本学及び申込者は、次の各号のいずれかに該当し、相当な期間を定めて催告し、同期間内には是正されないときは、本契約を解約することができる。

- (1) 申込者が、第1条に定める学術コンサルティング料を所定の納付期限までに納付しないとき。
- (2) 相手方が、本約款の履行に関し、不正又は不当の行為をしたとき。
- (3) 相手方が、本約款に違反したとき。

2 本学は、申込者が次の各号のいずれかに該当した場合には、何らの催告を要せずに本約款を解約することができる。

- (1) 破産手続、民事再生手続、会社更生手続又は特別清算手続を申立又は申立を受けた場合
- (2) 銀行取引停止処分を受け又は支払停止に陥った場合
- (3) 仮差押命令若しくは差押命令を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合

(有効期間)

第7条 本約款の有効期間は、当該学術コンサルティング期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、第2条の規定は本約款の有効期間満了後3年間有効とし、第3条、第4条及び第5条の規定は有効期間満了後もそれぞれ有効とする。

(協議)

第8条 本約款に定めのない事項及び本約款の解釈について疑義が生じたときは、本学及び申込者は誠意をもって協議し解決を図るものとする。